

京都市と京都大学との国際学術都市としての魅力向上に関する連携協定書

1200 年を超える悠久の歴史の中ではぐくまれた文化と景観が息づく山紫水明の国際学術都市・京都の活性と発展を目指し、京都市（以下「甲」という。）及び京都大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙が、相互に連携・協力を深め、観光の振興、地域社会の振興及び大学教育・研究の活性化を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲及び乙は次の事項について連携・協力する。

- （１）国際学会・国際会議の誘致及び開催促進に関する事
- （２）海外での留学生誘致の連携プロモーションに関する事
- （３）観光分野の人材育成に関する事
- （４）卒業生の京都観光支援に関する事

（有効期間）

第 3 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年後の日が属する年度末とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲乙のいずれかからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 4 条 連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙署名押印のうえ、各

自その1通を保有する。

平成27年 8月 6日

甲 京都市長

乙 京都大学総長

京都市と京都大学との国際学術都市としての魅力向上に関する連携協定第2条 に係る具体的連携協力事項について

京都市と京都大学の国際学術都市としての魅力向上に関する連携協定第2条各号に掲げる連携・協力事項について、具体的には以下のとおりとする。京都市と京都大学の協議により、必要に応じて、各連携協力事項の追加・修正・削除を行えるものとする。

1. 国際学会・国際会議の誘致及び開催促進に関すること

- 京都大学の教授等が誘致又は開催する国際学会・国際会議について、京都市は支援を行い、京都大学は京都市に誘致・開催情報等を提供する。
- 京都大学の同窓生に対する京都市での MICE 開催について、京都市と京都大学は連携して広報を行う。

2. 海外での留学生誘致の連携プロモーションに関すること

- 海外での京都大学の留学生誘致に係るプロモーションを連携して実施する。

3. 観光分野の人材育成に関すること

- 観光分野の高度人材育成のため、「京都観光経営学講座」を連携して実施する。
- 京都大学が行う観光分野へのインターンシップを支援する。
- 新たな観光事業を創出する人材を育成するため、京都大学が COCOCO 域事業で実施する市民と外国人観光客を結ぶプロジェクト「GENIUS TABLE」を連携して実施する。

4. 卒業生の京都観光支援に関すること

- 京都市での同窓会の開催（市外在住者が5割以上）について、京都市が支援する。